

Information

暮らしの情報

令和元年度の寄付・寄贈品

昨年度、市に寄せられた寄付を紹介(匿名希望の人は掲載していません)。

- 【寄付金(敬称略)】
 - ◆個人 ◆ふるさと納税：620人
 - ◆高齢者福祉：水嶋喜代美(引上)
 - ◆団体 ◆社会福祉：全京都建築労働組合舞鶴支部、舞鶴アマチュアカラオケ連盟、舞鶴商工会議所女性会◆障害者福祉：舞鶴自動車整備協同組合青年部
 - 【寄贈品(敬称略)】
 - ◆団体 ◆(有)あつさり漬食品工業：朝日小学生新聞◆舞鶴心身統一合気道会：化学モップ◆(一財)舞鶴交通安全協会：安全傘◆舞鶴防犯協会：定規◆(一社)京都府トラック協会：ノート◆舞鶴ライオンズクラブ：ランドセルカバー、安全旗◆国際ソロプチミスト舞鶴：児童図書◆(一社)青森県

りんご対策協議会・舞鶴合同青果株式会社：りんご◆舞鶴マル井会・丹後会：ポータブル型LPガス発電機◆京都女子大学：赤れんが倉庫・赤れんが配水池3Dプリンター模型

《令和元年度寄付金》 令和元年度にいただいた市の福祉に対する寄付金は、9件、130万6,278円。そのお志に沿うよう「市民福祉さえあい基金」に積み立て、高齢者や障害がある人、未来を担う子ども達を対象とした福祉事業に活用させていただきます。また、ふるさと納税として寄付いただいた620件2,333万5,618円は舞鶴市の歴史と文化を生かしたまちづくりなどに活用します。

《企画政策課 福祉企画課 教育総務課》

里山の環境改善に取り組む自治会などを募集

地域で課題となっている荒廃した里山林の伐採作業を市が、保全管理を地域が担い、里山林の環境保全に連携して取り組む自治会などを募集しています。

- 【対象団体】
 - 市内の自治会か地域団体で、次の要件を満たすもの。
 - ◆里山林の所有者に了承を得ている
 - ◆事業実施後5年間、里山保全活動を年2回以上行うこと(協定締結・実施報告などの提出が必要)

持続可能な山林の管理のために

山林は、間伐などの手入れをしないと木材などの林業資源が得られないだけでなく、土砂災害が起こりやすくなるなどの問題が発生します。そのため、所有者が管理しきれない人工林を市が集約して預かる森林経営管理制度の推進に取り組んでいます。

- 所有者が複数人にわたるような山林も、市が集約して預かり、林業経営が可能な場合は、林業事業体に管理を委託。適していない森林は市が直接管理します。
- 【対象の森林】
 - ◆林班(尾根や谷で囲まれた一定の範囲の概ね50畝以上が人工林の森林)
 - ◆間伐などの森林施業履歴が確認でき

工業統計調査に協力

令和2年6月1日を調査時点とし、製造業を営む事業所を対象に5月中旬から工業統計調査を実施します。

同調査は、経済産業省が府や市区町村を通じて行い、国の工業の実態を明らかにするもの。調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されますので、ご協力をお願いします。

令和元年版舞鶴市統計書を作成

市の人口、経済、社会などの統計資料を掲載した「令和元年版舞鶴市統計書」(A4判)を作成しました。

- 市政情報コーナー、西支所、加佐分室、東・西図書館で閲覧できます。【コピーも可(有料)】。市ホームページにも掲載ダウンロードからアクセス可。
- ▼詳しくは、総務課(☎66・1044)へ。



工口に涼しく緑のカーテン

暑い性植物で直射日光を防ぎ、空調費の節約になる「緑のカーテン」に取り組みませんか?出来栄を競う「緑のカーテンコンテスト」を実施します。

【申し込み方法】8月3日(月)～9月4日(金)に所定の用紙(生活環境課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に、育てた緑のカーテンの写真を添えて郵送が持参、電子メールで同課へ。

【その他】毎年実施している「ゴーヤー苗の配布」は新型コロナウイルス感染症に配慮し、配布方法が決まり次第お知らせします。

二世世代同居・近居に補助

▼詳しくは、まいじつる環境市民会議事務局(生活環境課内)☎66・1064へ。



子育てや二世世代同居・近居(直線距離2キロ以内)のためのリフォームなどを補助。

【募集期間】11月30日(月)まで(予算額に達し次第終了)

【対象】市内に住民票があるか、市内に転居予定で、次の全てに該当する人。

- ◆子どもが3人以上いる世帯か新たに二世世代同居・近居する世帯の構成員◆申請者および世帯構成員に市税などの滞納がない◆子どもが親権者の年収の合算額が750万円未満◆リフォーム経費を申請する場合は市内に本社(本店)があるリフォーム業者に工事を依頼する

【対象経費】

- ◆対象者自身が居住する住宅の工事で、子育てのためか三世代同居・近居のために必要で、費用が10万円以上かかり交付申請年度の3月1日までに完了する工事：工事費用の2分の1(限度額100万円)
- ◆対象者が子育てのためか二世世代同居・近居のために必要な住宅を借入：仲介手数料の2分の1(限度額40万円)
- ◆対象者が子育てのためか二世世代同居・近居のために必要な住宅を賃借：仲介手数料の2分の1(限度額5万円)
- ▼詳しくは、移住・定住促進課(☎66・1085)へ。

木造住宅の耐震改修に助成

市内の木造住宅の耐震診断や耐震改修に係る費用の一部を助成。いずれも、昭和56年5月31日以前に建てられ、延べ面積の2分の1以上を居住に使用し

【対象の里山林】地域内で数年来課題となっていて、地域住民の努力だけでは解決が困難なもので①多くの住民の住環境に著しく悪影響を及ぼしている人家近くの里山林の児童・生徒の安全な通行に支障をきたす通学路沿いの里山林 など

【面積要件】1か所0.5畝以下(1団体につき1か所)

【申し込み方法】6月30日(火)までに所定の用紙(農林課に備え付け、市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し同課へ。

▼詳しくは、農林課(☎66・1030)へ。

ているものが対象。申し込みは、5月7日(木)～29日(金)に都市計画課へ。多数の場合抽選。募集戸数に達しない場合は、引き続き先着で受け付け。

【耐震診断士を派遣】募集戸数は3戸、負担額3,000円。自己診断書、建築年の分かる書類などが必要。

《耐震改修費用の助成》

◆本格改修：改修後の評点が1・0以上となる耐震改修工事費の5分の4を助成(限度額100万円)。募集戸数は1戸、耐震診断結果、工事の見積書、改修内容の分かる書類などが必要。

◆簡易改修：屋根の軽量化、耐震壁の増設など耐震性が向上する工事費の5分の4を助成(限度額40万円)。募集戸数は2戸、耐震診断結果、工事の見積書、改修内容の分かる書類などが必要。

▼詳しくは、都市計画課(☎66・1050)へ。

空き家の除却に補助

老朽化などで倒壊の恐れのある危険な空き家の除却費用の一部を補助。

【対象】◆国の基準により不良住宅と判断されるもの◆都市計画区域内の木造住宅で個人が所有するものなど

【補助金額】対象工事費の3分の1(限度額30万円)

【募集戸数】5戸

ない森林

◆森林の境界明確化・集約化に協力的な地域の森林

▼詳しくは、農林課(☎66・1030)へ。

【提出書類】所有者が分かる書類、工事の見積書など

【申し込み方法】5月7日(木)～29日(金)に専用紙に必要な書類を添えて都市計画課へ。多数の場合は抽選。募集戸数に達しない場合は、引き続き先着で受け付け。

▼詳しくは、都市計画課(☎66・1050)へ。

Jアラート訓練を5回実施

Jアラート(全国瞬時警報システム)による情報伝達訓練を今年度は一斉試験放送と緊急地震速報合わせて計5回実施予定です。訓練当日は合わせて「防災行政無線」や「まいじつるメール配信サービス」でもお知らせします。

- 【日時】
 - ◆一斉試験放送：5月20日(水)、10月7日(水)、来年2月17日(水)の11時ころ
 - ◆緊急地震速報：6月17日(水)、11月5日(水)の10時ころ
- ※変更になる場合あり。
- ▼詳しくは、危機管理・防災課(☎66・1080)へ。

